

横浜港（一部変更）

令和5年1月24日
国土交通省港湾局

横浜港港湾計画 一部変更

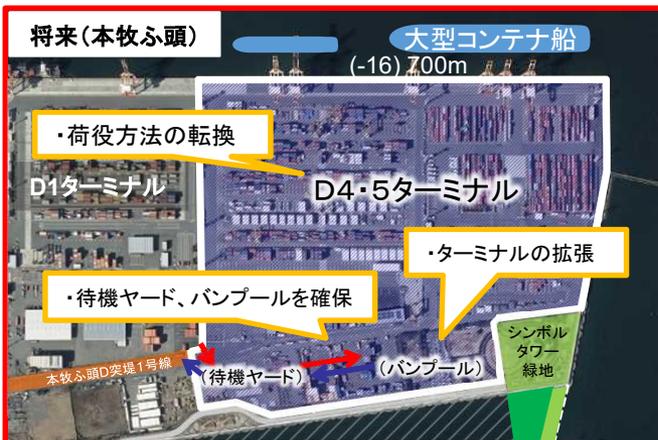
前回改訂：平成26年11月（目標年次：平成30年代後半）

【本牧ふ頭地区・新本牧ふ頭地区】

○D4・D5ターミナルにおける将来的なコンテナ貨物量の増加に対応するため、土地利用計画を変更しコンテナ取扱機能の強化を図る。
○D4・D5ターミナルの拡張とあわせてバンプールの配置の見直しやターミナル内の荷役方法の転換を行いターミナルの効率化を図るとともに、D5岸壁での最大15,000TEUの大型コンテナ船の受入を目指す。また、ターミナル内に待機ヤードを配置することによりターミナル外の渋滞の緩和を図る。

【大黒ふ頭地区】

○自動車専用船の大型化や着岸隻数の増加、ヤードの不足に対応するため、「効率的な運営を特に促進する区域」を見直し、C3、C4コンテナターミナルを自動車ターミナルに転換する。



計画変更内容

【本牧ふ頭地区・新本牧ふ頭地区】

- コンテナターミナルの機能強化を図るため、土地利用計画を変更する。
- 良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設計画（緑地）を変更する。

【大黒ふ頭地区】

- 自動車専用船の大型化や着岸隻数の増加に対応するため、DC3、DC4岸壁及び埠頭用地を外内貿コンテナ埠頭計画から一般貨物埠頭計画に変更する。
- 「効率的な運営を特に促進する区域」からDC3、DC4岸壁と埠頭用地を除く。

【本牧ふ頭地区・新本牧ふ頭地区】



【臨港交通施設計画】
 臨港道路 本牧ふ頭D突堤1号線
 終点 本牧ふ頭D突堤先端部 6車線
 ⇒ 終点 本牧ふ頭D突堤 6車線
 [既設の変更計画]

本牧ふ頭地区
 【土地利用計画】
 埠頭用地 266ha ⇒ 269ha
 交通機能用地 10ha ⇒ 9ha
 緑地 9ha ⇒ 8ha

新本牧ふ頭地区
 【港湾環境整備施設計画】
 緑地 4ha ⇒ 5ha
 [既定計画の変更計画]

【大黒ふ頭地区】



【公共埠頭計画】
 外内貿コンテナ埠頭計画
 ⇒ 一般貨物埠頭計画 [既設の変更計画]

【効率的な運営を特に促進する区域】
 埠頭用地 46ha ⇒ 11ha
 [既設の変更計画]

基本方針との適合

変更概要	基本方針	
	I 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項	II 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項
コンテナターミナルの機能強化を図るため、土地利用計画を変更する	1 特に戦略的に取り組む事項 (1) 我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成 ① グローバルバリューチェーンを支える国際海上輸送網の構築と物流機能の強化	
	<国際基幹航路等の戦略的強化> ●国際基幹航路の寄港の維持・拡大に資する国際戦略港湾における高規格コンテナターミナルの形成、ターミナル背後へのロジスティクスセンターの集積等の港湾機能の強化 ●国際基幹航路で輸送されるコンテナ貨物の国内及び東南アジア等広域からの集約	・連続直線バース、十分な広さの荷さばき地及び高能率の荷役機械を備えた外内貿コンテナを一体的に取り扱える高規格コンテナターミナルの形成
自動車専用船の大型化や着岸隻数の増加に対応するため、既設岸壁・埠頭用地の利用を転換する	④ 我が国及び地域の基幹産業・地場産業を支える物流機能の強化と港湾空間の形成	
	●我が国及び地域の基幹産業・地場産業を維持し、民間投資及び雇用を誘発するための港湾機能の強化並びに内陸部との連携強化 ●物流機能・産業空間の新たなニーズに柔軟に対応する港湾空間の利用再編・再開発の推進	・産業動向、船舶の大型化等の輸送形態の変化、荷役に係るニーズ等への対応
良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設計画(緑地)を変更する	2 引き続き重点的に取り組む事項 ③良好な港湾環境の保全・再生・創造	
	良好な港湾環境を維持、回復、創造し、生物多様性の保全等、環境との共生を実現し、港湾及び港湾に隣接する地域・海域において、良好な環境を形成する	・生態系に配慮した藻場の形成、覆砂の実施、護岸等の緩傾斜化、緑地の整備等による良好な環境の創造